平成２７年（フ）第３９２３号
大阪府吹田市上山手町６番９号、開始決定時大阪府吹田市藤が丘町16番６号
破産者　小川　泰郎
1　決定年月日　平成28年12月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４４５３号
大阪市西淀川区大和田６丁目６番９号
破産者　加藤　隆久
1　決定年月日　平成28年12月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１４７号
徳島県徳島市川内町大松18番地
破産者　野々瀬智亜紀
1　決定年月日　平成28年12月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１５８号
福岡県久留米市諏訪野町2702番地１　エイルマンション諏訪野町703号
破産者　峰村　　圭
1　決定年月日　平成28年12月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第１４７号
佐賀市西与賀町字今津乙32番地
破産者　西岡　淳次
1　決定年月日　平成28年12月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１１３号
岩手県紫波郡紫波町日詰西１丁目６番地３コーポ藤202、開始決定時の住所岩手県紫波郡紫波町桜町字本町川原４番地20
破産者　巻藤　清吉
1　決定年月日　平成28年12月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第８号
岩手県大船渡市大船渡町字下平10番地14
破産者　浦嶋　　健
1　決定年月日　平成28年12月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所一関支部

平成２８年（フ）第１５号
長野県岡谷市山手町１丁目６番15号
破産者　林　　康夫
1　決定年月日　平成28年12月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２８年（フ）第３９４号
兵庫県西宮市上大市２丁目３番19―302号、前住所兵庫県西宮市青木町11番29号
破産者　**籾**山　栄二
1　決定年月日　平成28年12月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第５２号
山口県防府市大字新田1007番地の１　カトレアハイツ203号室
破産者　熊谷　聖司
1　決定年月日　平成28年12月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１５４号
香川県坂出市江尻町191番地165、住民票上の住所香川県丸亀市飯山町東坂元1289番地22
破産者　山下　頼一
1　決定年月日　平成28年12月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第６７号
宮崎県児湯郡川南町大字川南17843番地２、前住所横浜市戸塚区名瀬町772番地11　エステート杉山202号
破産者　黒木　博子
1　決定年月日　平成28年12月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第７１号
鹿児島県出水郡長島町平尾1447番地10
破産者　鶴長ひふみ
1　決定年月日　平成28年12月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２８年（フ）第９１２号
福岡市中央区長浜３丁目17番10―606号
破産者　永安　和子
1　決定年月日　平成28年12月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１６号
宮城県気仙沼市四反田104番地12
破産者　小野寺さと子
1　決定年月日　平成28年12月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２７年（フ）第１８５３号
東京都八王子市上柚木２丁目63番地２―306、破産手続開始決定時の住所福岡県久留米市城島町上青木276番地５
破産者　金子　良介
1　決定年月日　平成28年12月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第７４９号
福岡県筑紫野市筑紫駅前通２丁目110番地
破産者　弓削　泰弘
1　決定年月日　平成28年12月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部